

# 宇土市犯罪被害者等支援条例（案）について

## 1 犯罪被害者支援のための条例について

「犯罪被害者等基本法」において、地方公共団体に、犯罪被害者やその家族等への施策に関する責務が規定されています。

また、同法に基づいて国が令和3年に策定した「第4次犯罪被害者等基本計画」に被害者支援のための条例制定の促進が盛り込まれました。

このような動きを受けて、本市においても犯罪被害者等に対して寄り添った施策を推進するために、「宇土市犯罪被害者等支援条例」を制定します。

## 2 条例案の主な内容

### （1）目的

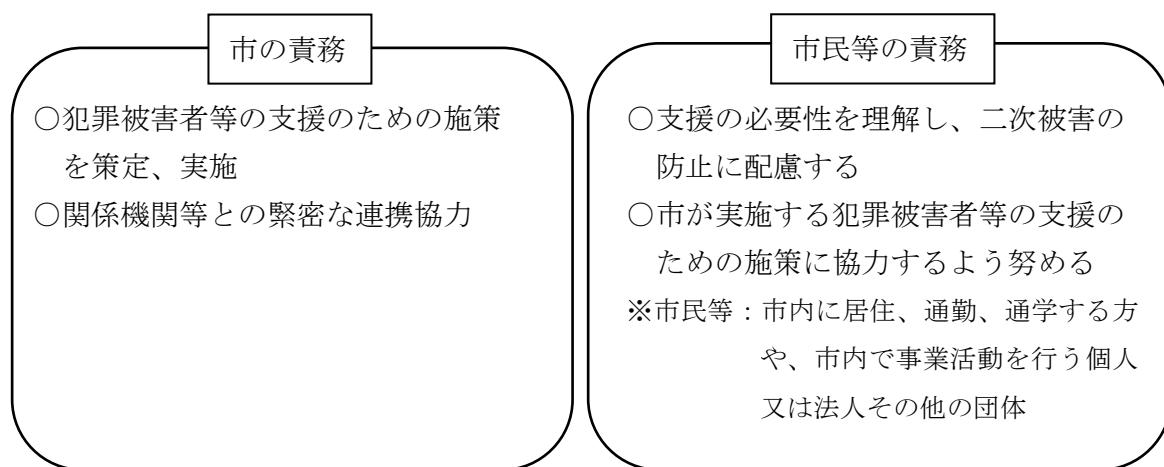
犯罪被害者等（犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族）が受けた被害の軽減及び回復を図り、市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とします。

### （2）基本理念

次の項目を基本理念とします。

- ・犯罪被害者等の、個人の尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されるよう支援を行う。
- ・被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、犯罪被害者等が社会から孤立することのないよう配慮し、支援を行う。
- ・犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく必要な支援を行う。
- ・犯罪被害者等の支援は、二次被害を生じさせることがないよう行われるとともに、犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取扱いに配慮して支援を行う。

### （3）各主体の責務



### （4）基本となる施策

相談及び情報の提供等	日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題についての相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。
経済的負担の軽減	犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、見舞金の支給を行います。
日常生活の支援	犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復し、日常生活を円滑に営むことができるよう、状況に応じた福祉サービス等が提供されよう必要な支援を行います。
居住の安定	犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な支援を行います。
市民等の理解の増進	二次被害の防止、犯罪被害者等の支援の必要性等について市民等の理解を深めるため、啓発に努めます。

#### 3 施行時期

令和8年4月予定